高ニ聽衆ヲ泣カシメ、其ノ衝ニ當ル者ヲシテ今社ノ爲ニ爭議ノ勃發ヲ避ケシメタル例ハ甚ダ多シ。

爭議ニ對シ最後ノ一ヶ條ハ飽迄モ平和的ニ解決スルノ方針ヲ採ルノ外ナシ。

仲裁

近時爭議ニ際シ雙方ノ希望スルモノ漸次增加ノ傾向アリテ結局一ヶ年以來ノ上ニ我ガ手ヲ經テ結ビタル仲裁ハ既ニ三十回以上ニ達シ引續キ增加ノ傾向ヲ示セリ。

各社ガ大ヨリ小ノ底ノ熱烈ナル爭議ヲ望ムノ根據殆ンド絶無ニ歸シ爭議ハ雙方ノ理解ト讓歩トニ依リ圓滿ニ解決セラルルヲ以テ最モ望ムベキ事ナルハ勿論ナリ。

三菱造船株式會社ト其ノ職工トノ關係ハ最近ニ於ケル好個ノ一例ニシテ、其ノ爭議ノ發生ヨリ解決ニ至ルマデノ經過ハ實ニ興味アル事實ニ富ミ、且ツ將來ノ爭議ニ對シ一ノ指針ヲ與フルモノト思ヒマス。

三菱造船株式會社ト其ノ職工トノ關係

本年四月造船所ニ於ケル職工ノ代表者ヨリ會社ニ對シ左ノ要求ヲ爲シ來レリ。

イ、會社ハ社長ノ名ヲ以テ左ノ事項ニ關シ絶對ニ確實ナル保證ヲ與ヘラルル方針ナリヤ。

ロ、職工中ノ有志ヲ會社ニ招キ會社ノ實況ヲ說明シ且ツ職工ノ意見ヲ聽取スルノ機會ヲ與ヘラルル方針ナリヤ。

ハ、最初ノ八時間ヲ以テ一日ノ勞働ト認メラルル方針ナリヤ。

ニ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ホ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヘ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ト、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

チ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

リ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヌ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ル、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヲ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ワ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

カ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヨ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

タ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

レ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ソ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ツ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ネ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ナ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ラ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ム、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ウ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヰ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ノ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

オ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ク、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヤ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

マ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ケ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

フ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

コ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

エ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

テ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ア、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

サ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

キ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ユ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

メ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ミ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

シ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヒ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

モ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

セ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ス、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ン、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヘ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ホ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ト、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

チ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

リ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヌ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ル、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヲ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ワ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

カ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヨ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

タ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

レ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ソ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ツ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ネ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ナ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ラ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ム、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ウ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヰ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ノ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

オ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ク、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヤ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

マ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ケ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

フ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

コ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

エ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

テ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ア、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

サ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

キ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ユ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

メ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ミ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

シ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヒ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

モ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

セ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ス、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ン、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヘ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ホ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ト、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

チ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

リ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヌ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ル、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ヲ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ワ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

カ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヨ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

タ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

レ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ソ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ツ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ネ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ナ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ラ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ム、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ウ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヰ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ノ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

オ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ク、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヤ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

マ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ケ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

フ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

コ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

エ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

テ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ア、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

サ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

キ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ユ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

メ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ミ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

シ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ヒ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

モ、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

セ、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。

ス、職工側ノ代表者ヲ會社ニ於テ認メラルル方針ナリヤ。

ン、會社ハ職工ノ代表者ヲ通ジテ職工ノ意見ヲ聽取スルノ方針ナリヤ。